

令和2年 6月 1日

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地  
前橋市高井町一丁目30番地3  
特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 麦わら屋  
代表者氏名 理事長 小野 介也 印  
電話番号 027-226-1039

## 事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第29条（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

### 記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

注1 この提出書には、上記の提出書類各2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が提出する場合は、各1部）を添付すること。

2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載する。

3 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

(事業報告書 様式例)

## 平成31年度事業報告書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 麦わら屋

### 1 事業実施の成果

5年目となり、4月のスタート時には定員を満たしていた。その後、登録者数は移行支援9名、B型22名と退所者がいるものの新規利用者も増えている。昨年4月から報酬改定により移行の単価が一般就労の実績に伴った単価基準になったため、移行の利用者数に大きな変化はないが、収入が例年の2倍でのスタートであった。

相談支援事業では利用者数も徐々に増えてきて、安定した受託事業収益につながっている。従事者は就労支援事業所と兼務だが、相談支援に時間を割くことが多くなってきた。また、事業所が周知され初め、他機関との連携も進んでいる。

昨年2月に開所したグループホームも前年度丸2年が経過した。入居者はスタート時から定員を満たしており、長期の欠員期間もなくやってこれた。従事者の入れ替わりは多々あるが、勤務時間帯が早朝や夕方から夜にかけてなので人が集まりにくい、なんとか回せている。今年の2月にサテライト型のグループホーム、「サテライト空島」をスタートさせました。入居者は今までのホームを利用していただいていた方で、一般就労もしておりより1人暮らしに近い形で生活したいとの要望がありました。本人も満足しており、今後も支援を継続していきたいです。

生産活動としては、味噌の売上は下がったが、塩糍や生こうじの販売を始めたので全体の売り上げとしては変わらなかった。豚肉は単発で高島屋のローズキッチンに入ったこともあり売り上げがあがったが、その他大きな変化はなかった。前橋市のイメージキャラクターのころとんを模したギフト箱を作って、高崎駅と前橋駅のお土産として置いているがあまり成果は出ていない。

メダカ・農業部門は、前々年度より売り上げが下がった。メダカの繁殖にはなかなかうまく軌道に乗せることができず、職員の配置転換をおこなった。また野菜は多品種を栽培することはせず、長ネギ栽培だけにします。前年栽培した玉ねぎ、赤玉ねぎ、ニンニクは今回販売して終わりにします。

内職部門では縮小をはじめ、ボールペンの組立てのみを主体に、ミヤケン、佐藤塗装、広告新聞、成和抜型製作所の作業を不定期で行っている。そのほか、みんなの店の共同受注に係る除草作業や群馬県共同受注関連の除草の請負も行った。

今年に入ってから、小規模ながらアート活動を始めた。国の施策として、2018年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行された。麦わら屋でも、アート活動を通して、利用者さんの芸術価値観の創出のみにとどまらず、障がいを持った方の社会的価値の創出を目的として活動しています。前年8月には前橋の広瀬川美術館で初めての作品展を開催しました。これにより麦わら屋の障がい者アートはだんだんと知れ渡ってきた。またSNSも導入し、宣伝を行うことができている。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
就労移行支援	就労準備訓練（軽作業を通じた基礎体力の向上、社会性、協調性、健康管理など一般就労する上で必要な知識や技能を習得）を行い、一般就労に導き、安定した生活を送れるよう支援する。	平成31年4月1日～令和2年3月31日	前橋市	4人	前橋市、その近隣地域の障がいを持った方8人
就労継続B型支援	福祉的就労（農作物生産・販売、請負業）を行い、安定した生活を送れるよう支援する。	平成31年4月1日～令和2年3月31日	前橋市	6人	前橋市、その近隣地域の障がいを持った方21人
日中一時支援	前橋市・高崎市・渋川市・伊勢崎に住居のある障がい児・者の日中見守りを行うとともに、介護者であるご家族の休息時間が確保出来るよう支援する。	平成31年4月1日～令和2年3月31日	前橋市	1人	前橋市、その近隣地域の障がいを持った方3名
相談支援事業	前橋市近隣地域に住む、障がい児・者のサービス利用計画の作成や日常生活での相談を受け付ける。	平成31年4月1日～令和2年3月31日	前橋市	2人	前橋市、その近隣地域の障がいを持った方35人
共同生活援助	障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	平成31年4月1日～令和2年3月31日	前橋市	9人	前橋市、その近隣地域の障がいを持った方11名

## 3 会議の開催に関する事項

### (1) 総会

#### 議事

第1号議案	平成31年度事業報告
第2号議案	平成31年度決算報告
第3号議案	平成31年度監査報告
第4号議案	令和2年度事業計画（案）
第5号議案	令和2年度予算（案）

(2) 理事会

議事

- |       |            |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 平成31年度事業報告 |
| 第2号議案 | 平成31年度決算報告 |
| 第3号議案 | 平成31年度監査報告 |
| 第4号議案 | 令和2年度事業(案) |
| 第5号議案 | 令和2年度予算(案) |

(法第28条第1項関係様式例)

### 年間役員名簿

(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所並びに各役員についての報酬の有無)

平成31年 4月 1日から 令和2年 3月 31日まで

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 麦わら屋

役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事	小野 介也		H30年4月1日 ～ R2年3月31日	無
理事	茂木 知子		H30年4月1日 ～ R2年3月31日	無
理事	三宮 まり子		H30年4月1日 ～ R2年3月31日	無
監事	上野 大地		H30年4月1日 ～ R2年3月31日	無

(備考)

- 1 「役職名」「氏名」欄には、\_\_\_\_\_の期間中に役員であった全ての人について、理事、監事を別に記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、住民票又は外国人登録原票記載事項証明書により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「就任期間」欄には、\_\_\_\_\_の期間中に役員であった者の全てについて当該期間内で実際に役員であった期間を記載する。
- 4 「報酬を受けた期間」欄については、「就任期間」中に報酬を受けたことがある役員についてのみ報酬を受けた期間を記載する。

(法第28条第1項関係様式例)

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

令和2年 3月 31日現在

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 麦わら屋

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	小野 介也	
2	茂木 知子	
3	三宮 まり子	
4	上野 大地	
5	佐藤 由美子	
6	吉田 和美	
7	石野 智子	
8	小栗 優子	
9	笠原 学	
10	伴内 佳奈	
11	望月 誠	

(備考)

- 1 時点は前事業年度の最終日を記載する。
- 2 「氏名」欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載する。
- 3 名簿は、前事業年度の末日現在における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。